

商標類否判断支援システムの判定基準と特許庁の商標審査基準との関係

小山特許事務所(kovamapat.jp)

商標類否判断支援システム				特許庁商標課編、商標審査基準〔改訂第7版〕、第4条第1項第11号 【注】2021年3月現在の最新の審査基準は〔改訂第15版〕ですが、下記に示すものは旧審査基準〔改訂第7版〕の内容であり、最新版ではありません。第7版と第15版との違いは別資料をご覧ください。			
同数音かつ1音相違(音数差0&相違数1)の場合	1音差かつ1音相違(音数差1&相違数1)の場合	2音相違(相違数2)の場合	3音以上相違の場合				
				両商標が下記(Ⅷ)の(1)ないし(8)の基準のいずれかに該当するときは、原則として、称呼上類似するものとする。			
○	×	○	×	第1類否判断処理	母音を共通とするか？	(1)ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が母音を共通にするとき	(8)その他、全体の音感が近似するとき…(イ)2音相違するが上記(1)ないし(5)に挙げる要素の組合せであるとき
					子音を共通とするか？	(2)ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が50音図の同行に属するとき	
					清音、濁音、半濁音の差か？	(3)ともに同数音の称呼からなり、相違する1音が清音、濁音、半濁音の差にすぎないとき	
					弱音同士か？	(4)相違する1音がともに弱音である…とき	
					長音と促音の差か？	(5)相違する1音が…長音と促音…の差にすぎないとき	
					長音と弱音の差か？	(5)相違する1音が…長音と弱音の差にすぎないとき	
○	×	×	×	第2類否判断処理	比較的長い称呼で1音だけ異なるか？	(6)同数音からなる比較的長い称呼で1音だけ異なるとき	なお、基準(6)…は、基準(1)ないし(5)に該当しない場合に適用される。
					拗音と直音の差か？	(8)(ロ)相違する1音が拗音と直音の差にすぎないとき	
					母音が近似するか？	(8)(ハ)相違する音の一方が外来語におこわなれる発音であって、これと他方の母音又は子音が近似するとき	
					子音が近似するか？	(8)(ニ)相違する1音の母音又は子音が近似するとき	
×	○	○	×	第3類否判断処理	弱音の有無の差か？	(4)相違する1音が…弱音の有無の差にすぎないとき	(8)その他、全体の音感が近似するとき…(イ)2音相違するが上記(1)ないし(5)に挙げる要素の組合せであるとき
					長音の有無の差か？	(5)相違する1音が長音の有無…の差にすぎないとき	
					促音の有無の差か？	(5)相違する1音が…促音の有無の差にすぎないとき	
×	○	×	×	第4類否判断処理	比較的長い称呼で1音だけ多いか？	(7)比較的長い称呼で1音だけ多いとき	なお、…基準(7)は、基準(1)ないし(5)に該当しない場合に適用される。
×	×	○	×	隣接2音入替判断処理	隣接する2音の入替えか？ 【注】審査基準とは完全には対応しません。	(8)(ヘ)その他	
上記において ○=実行する ×=実行しない					基準(1)ないし(8)に該当する場合であっても、つぎに挙げる(イ)ないし(ハ)等の事由があり、その全体の音感を異にするときには、例外とされる場合がある。 (イ)語頭音に音質又は音調上著しい差異があるとき (ロ)相違する音が語頭音でないがその音質(例えば、相違する1音がともに同行音であるが、その母音が近似しないとき)音調(例えば、相違する音の部分に強めアクセントがあるとき)上著しい差異があるとき (ハ)音節に関する判断要素において (i)称呼が少数音であるとき(3音以下) (ii)語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)が明らかに異なるとき	(8)(ホ)発音上、聴覚上印象の強い部分が共通するとき	